10　行政情報システム効率化推進官は、国土交通省の所掌事務に関する行政情報システムの効率性の評価に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

11　（略）

（オンライン申請対策官）

第二十八条　行政情報化推進課に、オンライン申請対策官一人を置く。

（削る）

2　（略）

（社会資本経済分析特別研究官及び社会資本整備戦略推進官）

第二十九条　総合政策局に、社会資本経済分析特別研究官及び社会資本整備戦略推進官それぞれ一人を置く。

2　社会資本経済分析特別研究官は、国土交通省の所掌事務に係る社会資本の整備に係る効果について、経済分析に関する極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案の支援を行う。

3　（略）

（地域振興室並びに交通政策企画官及び都市交通対策企画調整官）

第三十六条　交通計画課に、地域振興室並びに交通政策企画官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（削る）

4・5　（略）

（新規）

10　（略）

（情報システム最適化推進官及びオンライン申請対策官）

第二十八条　行政情報化推進課に、情報システム最適化推進官及びオンライン申請対策官それぞれ一人を置く。

2　情報システム最適化推進官は、国土交通省の所掌事務に関する行政情報システムの最適化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（オンライン申請対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（社会資本整備戦略推進官）

第二十九条　総合政策局に、社会資本整備戦略推進官一人を置く。

（新設）

2　（略）

（地域振興室並びに企画調整官、交通政策企画官及び都市交通対策企画調整官）

第三十六条　交通計画課に、地域振興室並びに企画調整官、交通政策企画官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　企画調整官は、命を受けて、交通計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5・6　（略）

（離島振興企画調整官）

第四十一条の二　離島振興課に、離島振興企画調整官一人を置く。

2　離島振興企画調整官は、命を受けて、離島振興課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

第四十一条の三　（略）

（入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　建設業政策調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（総合政策局並びに国際課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　建設業に係る産業構造の改善対策及び建設工事の下請契約の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

7・8　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備推進官）

第四十三条の四　（略）

2　専門工事業・建設関連業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　建設工事の下請契約（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）の適正化に関すること。

四～六　（略）

（新設）

第四十一条の二　（略）

（入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策調整官、紛争調整官及び建設業技術企画官）

第四十三条の三条　建設業課に、入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策調整官、紛争調整官及び建設業技術企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　建設業政策調整官は、命を受けて、建設業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

7・8　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備推進官）

第四十三条の四　（略）

2　専門工事業・建設関連業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　建設工事の下請契約の適正化に関すること。

四～六　（略）